

発行所 岡垣町役場
責任者 岡垣町長 俵口静江
印刷所 有限会社 大和印刷所
電話(宗像) 2027番

議会だより

第三回臨時町議会を四月二十七日午前九時四〇分、岡垣町議会議事堂に召集し、次の議案を議決した。

議案第三一号 岡垣町職員定数条例の一部を改正する条例
役場職員の定数現行七十六名を七十九名に改めた。

議案第三二号 岡垣町課設置条例の一部を改正する条例
経済課、農業振興課、を削り産業課に改める。

議案第三三号 岡垣町議会委員会条例の一部を改正する条例
経済課、農業振興課を削り産業課に改める。

議案第三四号 岡垣町町税条例の一部を改正する条例
個人の町民税の非課税の範囲を「二〇万円」とあるを「二二万円」に、軽自動車税を「三〇〇〇円」とあるを「四五〇〇円」に改める。

議案第三五号 岡垣町国民健康保険条例の一部を改正する条例
国民健康保険運営協議会の委員の定数をそれぞれ「二人」とあるを「三人」に改める。

議案第三六号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
地方税法の改正により本文方式による課税となったが保険料については従来通り但し書き方式による旨の改正と保険料の減額について被保険者均等割額被保険者一人について「一八〇円」とあるを「三〇〇円」に世帯

別平均割一世帯について「三六〇円」を「五四〇円」に前号以外の者については被保険者一人について「二二〇円」とあるを「二〇〇円」に世帯別平均割一世帯について「二四〇円」を「三六〇円」に改める。

議案第三七号 昭和四〇年度炭坑離職者緊急就労対策事業原川改良工事請負契約について
昭和四〇年三月三〇日指名競争入札に付し左記のとおり請負契約を締結したので報告する。

1 契約の目的 緊急就労対策事業工事
2 契約の方法 指名競争入札による契約
3 契約金額 七、三六七、〇〇〇円

4 契約の相手方 海老津小西建設株式会社
社長小西直行
昭和四〇年四月一日より同年十一月十日まで

5 工期 昭和四〇年四月一日より同年十一月十日まで

明るく正しい選挙を

七月四日は参議院選挙、七月末か八月始めに町長選挙と町議の補欠選挙。選挙の度に毎に選挙粛正が叫ばれるが、権力や義理人情、お金や酒で汚れた票が出る。

婦人会では、今年町の総会でも郡の教養講座でも政治学習をとりあげ、今度こそはと意気込んでいます。

岡垣町でも五月二十六日「明るく正しい選挙推進協議会」を開き、各界の代表者の意見をきき、次の項をきめる。

議案第三八号 議長長の選挙について
〇糠塚 田原繁城議員
議案第三九号 副議長長の選挙について
〇東松原 平井政秀議員
議案第四〇号 常任委員の選任について
〇総務委員、委員長梶原伝吉
副委員長麻生一男、委員石田義賢、広渡松雄、木原善次、石田甚十

〇厚生経済委員、委員長河原安八、副委員長川原清彦、委員平井政秀、林昌木、佐藤五郎、村上武
〇土木委員、委員長太田金平、副委員長木原寿雄、委員小早川亨、占部二夫、田原繁城

1、区長、婦人会支部長、青年団役員を「明るく正しい選挙推進員」になってもらい。明るく正しい選挙の地区浸透を図る。

2、選挙運動のパンフレットを各区に四、五部配布し、参議院選公示の六月九日、各区で一斉に、選挙について話し合ってもらう。

3、横断幕、懸垂幕を各所にたてる。

4、岡垣町の申し合せ事項を定める。それは

一、選挙違反は悪質な犯罪である。我々の区から選挙違反者を出すまい。

二、金を配ったり、酒や食事をふるまう人には投票すまい。

三、陣中見舞を廃止しよう。

四、投票の秘密は絶対に守られている。立派な人を選びましょう。

各区长さん婦人会支部長さんは、各区毎に話し合いの機会を設け、十分の御指導をお願いします。

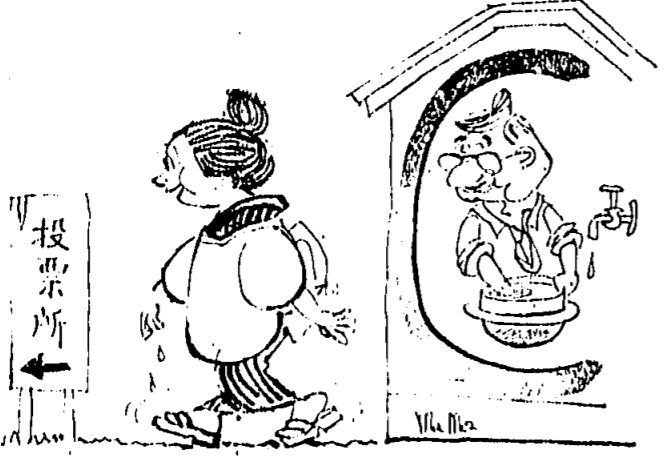
次に関係ある選挙運動を述べますと、

選挙運動期間 選挙運動をすることができる期間は、候補者が立候補届出をした日から、選挙日の前日まで。

連呼 は参議院選では午前七時から午後八時まで認められているが、町長選挙では認められていない。

してはいけない運動
▽戸別訪問
▽茶菓子程度運動員の弁当以外の飲食物提供
▽利害誘導投票してくれれば寄付するとか、嫁を世話してやるとか誘導すると処罰される。

我々の日常生活はすべて政治に直結していることをよく自覚し、正しい立派な代表を選びましょう。



補充選挙人名簿

登録申出を今すぐ!!!

補充選挙人名簿の調製が、今回、公職選挙法の一部改正により次の通り申出制度になりました。

補充選挙人名簿

補充選挙人名簿に登録されていない日本国民で、岡垣町の区域内に住所を有し年令満二十年以上で他の市町村から住所を移した人は、随時に登録の申出をすることが出来ることになったのであります。然るに来る七月四日執行の参議院議員通常選挙に於ける

補充選挙人名簿の申出要領は次の通りでありますので該当者で申出をしてない人は今すぐ登録申出をして下さい。

- 1 基本選挙人名簿に登録されていない人
- 2 昭和20年6月10日までに生れた方で3カ月以来岡垣町内に住所を有する人
- 3 提出期限
40年6月9日

※私は基本選挙人名簿に登録されているか今一度たしかめましょう。

※補充選挙人名簿登録申出は区長さんにまかせず自分で関心を持ちましょう、投票日当日選挙権はあっても名簿に登録されていない人は投票が出来ませんので注意して下さい。

岡垣町選挙管理委員会

人権擁護委員制度について

六月一日は、人権擁護委員法が制定されて、十六周年になります。

人権擁護委員とは、どういふものなのか、私達の生活とどういふつながりがあるのか述べてみましょう。

私達は人間として生きるために、生命と自由と幸福追求の権利—人権—を生まれながらにして持っています。

のびのびとした苦しみのない生活、それは人間誰しもの願いでしょうが、そういう生活ができる楽しい平和な世の中にするためには、私達が社会という集団生活の中に生きる以上、お互いに人権を尊重し守りあわなければなりません。

しかし実際の世の中では、一部の偏狭、無理解から、このルールが無視されて、人権を侵されることまあります。

人権擁護委員は、私達の人権が侵されることのないように監視し、もしこれが侵された場合には、その救済のために適切な処置をとることになります。

人権を侵されるといふのはどういふことなのか、例をあげてみますと暴力等によって個人としての自由を奪われたり、営業妨害、私生活の曝露、名誉毀損差別待遇、人身売買、村八分といったことです。

人権を侵された場合は、あきらめたり、恐れたりせず最寄りの委員に御相談下さい。委員は無料で相談に応じますし、関係人の秘密を守り、公平な立場にたつて事件の解決に努めます。

委員は、市町村長の推せんした者の中から、県知事、弁護士等関係機関の意見を聞いて、最もその使命にふさわしい人を法務大臣が委嘱します。

町内におられる委員の方はつぎのとおりです。

- 戸切一、三八七
 - 石田一雄氏
 - 内浦一九九
 - 長畑光子氏
- (福岡法務局小倉支局)

社会福祉協議会へ

香典返しとして

寄附

戸切故石田イヨ氏(九十八才)昭和四十年四月十四日死亡香典返しとして石田延雄氏より寄附
吉木故麻生ツタノ氏(九十才)昭和四十年五月十五日死亡香典返しとして麻生一男氏より寄附

社会福祉協議会へ

快気内祝として

寄附

吉木、石田シズエ氏は四月以降九大へ入院加療中でしたが今回退院され、内祝として石田三次氏より社協へ金一封を寄贈されました。

◎「福祉年金」の

所得状況届は早目に

国民年金制度の中には、この制度が始まったとき、すでに高令、身体障害者、母子世帯になつている人、また国民年金の加入者で、かけ金制の年金をもら

う資格のない人のために、かけ金なしの福祉年金というのがあり、県下でも約十三万人ほどのおとしよりなどが、この福祉年金を受けておられます。ところでこの福祉年金を、もらつておられる皆さんは、お忘れなく、六月三十日までに、前年分の「所得状況届」を町役場に出していただくかねばなりません。この所得状況届が出されないと、本年五月以降の年金額の計算が出来ませんので、年金の支払いが出来なくなつてしまいます。

◎新しい国民年金証書が交付される。

いま七〇才以上のおとしよりや、身体障害者、母子家庭の人に支給されている、福祉年金は、国民年金証書というものを郵便局にもつていつて五月、九月、一月の年三回年金を受取ることになりました。ところで、この福祉年金の制度が始まって、五年目になりましたので、ことしの五月期支払分で、もうこの証書に支払年金額を書き込む余白がなくなりました。そこでいま新しい国民年金証書が作られており、まもなく受給権者の皆さんにわたり九

ら、六月三十日までは、必ず忘れずに、国民年金証書と印鑑をもって、役場「住民課」の窓口で届出をすませて下さい。届出の用紙は、役場に用意してあります。なお今回の法律改正によって次のように所得制限がゆるめられる予定です。

- 1、本人所得が二十万円以上あれば、支給停止されていたのが二十二万円までは、停止しなくなる。また扶養する子、孫、弟、妹一人につき三万円が所得制限額に加算されてい

(住民課)

新生活運動

(一)

新生活運動はなぜ必要か

新生活運動は刻々移り変わる社会に於いて、みんなで幸せを作ろうとする運動ですから、これまで再々講習会、打合せ会をし、又代表者には資料を配りました、それも眠っている所が多いようですから、二、三回新生活運動について掲載します。

新生活運動とは

1、「みんなで幸せを作りましょう」という、幸せ作りの仲間運動である。
 2、夫々の人が各自の生活の場で、もっと幸せになるよう、新しい生活を生み出そうとする運動。
 3、貧乏神を共同で追っばらう運動。
 4、「新生活」とは、日常生活がより合理的に、より文化的により道義的に高まった、理想とする生活をいう。
 5、社会はどんどん進展している。欲求も増している。それに対応するよう生活を皆で近代化する運動である。

前記で新生活運動がなぜ必要かお分かりと思う。

社会は急速に変化しており、次々に新しい生活上の問題点が出ているが、これを個人で解決しようとしても困難である。然し困難であっても、お互いの幸福のためには是非克服しなければならぬ。その為集団で、皆の力を合わせて解決しなければならぬ。

生活上の問題点は何であるかを確認し、生活者が自主的に、生活者の為に、集団で行う生活向上運動である。

又社会は変ぼうしているが、その社会を発展させるには、それに即応する新しい人間が創造されねばならない。新生活運動は物心両面に亘って推進されるべきで、「人作り」が基本をなしている。



林業肥料と除草剤について

(2)

粗放林業から集約林業へ

使用時期

シタガリンはいつ使用しても効力には変わりありませんが林地の下刈りには春から秋までに散布してよいが、春先の四月頃が最も効果的でありませす。尚一般的には一年生雑草は幼芽期、多年生雑草は生長末期に、球根性雑草は生長途中が最も効果があります。散布直後に大雨が降ると、薬剤が流れて効果が少なくなる場合もありますので、散布当日は晴天の日を選んで下さい。又、水分を吸収し易いように朝露等で葉茎が濡れている時

使い方

シタガリンは面積十アール(一反)当り十K(一、三〇〇円)を標準に葉茎は根元のとこりに平均に散布します。シタガリンは高い湿度の中で長時間散布しても吸湿して作業に困難を来たすようなことはありません。

散布には

シタガリンは一般に植栽木には薬害はありませんが、若し極端に多く枝葉に附着します

と極端的に被害を受けることがありますので、注意して下さい。尚植栽した年は使用しない方が安全です。

土壌に対する影響

散布されたシタガリンは、笹や雑草に強力に、かつ有効的に作用した後、土壌中で逐次分解消失します。その速度は土質、その他の条件等で異なりますが、本剤の薬効持続期間は二〇日〜四〇日程度で、その土壌に対する滲透力は調整してありますので、植栽木には薬害を与えません。土壌の酸性化各種肥料への影響、土壌中の微生物に対する影響等は殆んどありません。その上笹、雑草等の根が有機肥料となり、植栽木の生育にも良い効果を与えます。

取扱上の注意

○シタガリンは白色無臭の粒状で、水に溶け易い性質をもっております。
 ○シタガリンは吸湿性を防止してありますが、尚密閉して保管して下さい。
 ○シタガリンはこれ自体だけでは引火性も爆発性もない安全な除草剤ですが、次の物質と接触、又は混合させることは危険ですから同一の保管は避け、取扱いに当っては充分注意して下さい。アルコール、油類、赤燐、硫黄類、木炭、木屑、木綿、繊維等。

○シタガリンは硫酸塩酸のような強酸を接触させると、有害なガスを発生します。又このガスは爆発を起す危険性もありますので、絶対に避けて下さい。
 ○シタガリンは、作業服、手袋、地下足袋、筵などに滲透し、乾くと燃え易くなり煙草の火、マッチ、焚火の飛火等によって容易に引火する場合がありますので、火気には厳重に注意して下さい。

○シタガリンを取扱う作業者は作業終了後、作業服、手袋、地下足袋等は必ず、水又は湯で洗って下さい。
 ○シタガリンは作業中、皮膚

に附着する程度では、人間や、家畜に害はありませんが、作業後は手や顔等の露出部は水、又は湯でよく洗って下さい。

○尚山林肥料、シタガリン、について詳細な事は役場経済課山林係にお問い合わせ下さい。

衛生だより

◇腸チフス、パラチフスの予防接種の第二回目は、六月七日、三回目は、六月十四日に役場で実施します。時間は十三時〜十五時まで
 ◇六月定例乳児検診は九月十三時から役場で(毎月第二水曜日)

◇ゴミ処理にポリエチレン万能容器を備えつけましょう
 御希望の方は区長さんを通じて役場住民課に申込み下さい。

台所のゴミ、そうじのゴミ、紙くず等入れられる容器です。軽くて持ち運びに便利な上ハエのウジが発生しません。
 四十五ℓ入り、七八〇円
 四十二ℓ入り、七五〇円
 三十ℓ入り、六三〇円

◇日本脳炎の予防接種を受けましょう。
 本年は日本脳炎が流行すると予想されています。次のとおり予防接種を実施しますので、生後三カ月以上の方はすゝんで受けてください。

◇日程、時間は十三時〜十五時
 六月 十八日、占部病院
 六月 二十一日、役場
 六月 二十二日、加藤本院
 六月 二十三日、加藤分院
 六月 二十四日、有山病院
 六月 二十五日、百合野梶原宅前

◇接種料金
 乳幼児、一〇〇円
 大人、一六〇円

なお昨年まで〇、一cc皮内接種していたが、本年は乳幼児〇、五cc、大人一、〇cc皮下接種します。

海老津駅便り

岡垣町の表玄関海老津駅、そこには十九名の者が働らいておられます。駅で乗降される毎日約二〇〇〇名の通勤者の方には往きは「ご安全に」を祈り、帰りは「ご苦労さま」とねぎらい、毎日約四八〇名の通学生の方には「今日も勉強がよく出来るように」と送り出し、又岡垣を訪ずれる人へは岡垣の第一印象をよくし、帰りには更に岡垣の好印象を胸に焼きつけさせるのが玄関番である私達の務めでもあります。

四月中旬の或日島根県浜田市田町五番地本多盛三郎氏より、駅長宛に次のような礼状を頂きました。

「(前略)終戦を海老津の地で迎えましたこの父親が、子供に当時の状況を説明しようとして降り立つこの帰りのことをごさいました。どこで落ちたのか、子供は山で……と申しておりましたところ、突然の書留郵便とありまして本當にびっくり致しました。感謝いたしております。人の情は有難きかな、海老津の野山にも似て、やっぱり美しい人様のおられる海老津、父の言葉にびったりだと子供も申ししております。多数の出入りする駅であったとは増しての事でございます。海老津の駅の皆様有難うございます。家内一同合掌致しております。又思い出が一つふえました。駅員のお方の御親切なお姿も言葉もはつきりと覚えて居ります。私達の事情を考慮の上書留郵便の手続をとって下さった事等、御親切の上の御親切本當に感謝致しております。(後略)」

手紙の差出人本多氏は戦時中通信隊として岡垣に駐留し終戦を迎え、息子の福岡市の大学受験に附添いかたがた思い出多い岡垣を訪ずれ、帰路現金三千円余り在中している財布を駅の出

札窓口に忘れ、財布の中にあつた身分証明書の住所が浜田駅かから遠いので、駅員が自費で現金書留として送金したその礼状です。駅員の一寸した心遣いが岡垣の人々への感動となったことについて、岡垣の玄関を預る私共駅員の日頃の気持が通じたものとして、駅員一同喜びに堪えません。

「海老津駅」その名は単に国鉄だけのものではなく、岡垣町の皆さんの駅でもあります。駅をきれいにして皆さんに楽しんでもらおうと、駅にはささやかながらも四季の花も咲き、駅前広場には一昨年通勤者有志の方の御協力により泉水も出来て魚が元気に泳いでおり、町内有志の方より便所横に庭園も作って頂き、又東海老津区の方より駅前通路につつじを沢山植えて頂き、「岡垣の玄関を美しくしよう」との気運が盛り上っておりますことを嬉しく思い、駅員一同の励みにもなっております。どうか海老津駅を岡垣町の自慢にして頂くよう、皆さんの御協力をお願いいたします。

駅の取扱量の増加はその地方の発展のパロメーターと云われております。岡垣町の発展と共に海老津駅の取扱量は乗降人員、収入共に最近では年々一〇%

程度の増加を示し、昭和三十九年度は一日平均乗降人員六、二〇〇名、収入七四、〇〇〇円となっており、昭和三十年頃の二倍近い数字となり、岡垣町の急速な発展がわかります。

海老津駅利用者の増加と共に跨線橋の階段をふやしてもらいたい、又は明治時代の駅舎を近代的な、岡垣の玄関にふさわしい駅舎にしてもらいたいとは皆さんの声であると共に、私共駅員の願いでもあります。それには先き立つものは「お金」であります。皆さんが考えていることは他の駅でも同様です。収入の多い駅から順々に希望が叶えられることは常識的です。そうした意味から私共は駅の収入をふやす為団体募集等で皆さんにお願いし、多数の方々の御協力も得て参りました。特急券、寝台券等の指定券についても何分數に制限がありますので、申込みになられた方にお迷惑をかけたことはありましたが、駅としては皆様のご希望にそえるよう、又駅の収入をあげるよう、あの手この手で指定券の入手に努力し、大部分の皆様は満足して頂きました。今後共より一層努力致しまして町民の皆さんの足とならせて頂きます。

最近では各部落共グループ旅行も盛んであります。然し旅行の内容をみますと、随分とお金を不経済に使っていられることが間々あります。一回旅行に行けるのが二回行かれるのではないかと考えることもあります。

岡垣の皆さんが、少ない費用で最大の旅行を楽しんで頂くようにお世話するのも私共の務めでもあります。グループ旅行の計画があれば出来るだけ駅に連絡して下さい。国鉄ではグループ旅行の便宜を図る制度もありますし、又その他の御便宜も出来るだけ致します。

岡垣町の発展と共に海老津駅も発展して行きます。岡垣の表玄関に恥かしくない海老津駅へと、皆さんの限りない愛駅精神をお願いすると共に、岡垣の皆さんのよりよい公僕たらんと念じております。海老津駅十九名の私達であります。

防災総合訓練

実施

災害対策基本法第四十八条の規定に基づき、非常災害に際し、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、迅速かつ、適切に防災活動が円滑に実施できるように総合的、立体的に訓練を行ない、有事に際して即応できる体制の確立を図ることを目的として福岡県防災総合訓練が左記のとおり実施されるので多数見学下さい。

記

実施月日 昭和四〇年六月十日(木)一〇時訓

実施場所 芦屋町(遠賀川河口)

練開始 (山鹿橋附近)

主催 福岡県、芦屋町

岡垣町における交通事故調査表 昭和39年1月迄より9月

月	場所	死傷別				場所及び状態別						
		発生	死者	傷者	物件	交差点	差路	曲角	無蓋	格差	酒酔	追越
一月	垣津木切	9		8	4	1		1			1	1
	岡波吉戸	1	2	1	1	1						
二月	垣津木切	11		3	7	1						1
	岡波吉戸	1		2	1	1						
三月	垣津木切	18		5	13	4						2
	岡波吉戸	2		2	1	2						
四月	垣津木切	9		3	7			1				2
	岡波吉戸	1		1	1							
五月	垣津木切	16	1	5	11	1	1					4
	岡波吉戸	2		2	1			1				
六月	垣津木切	14		1	13				2	1		2
	岡波吉戸	1	1	1	1							
七月	垣津木切	6		2	4					1		2
	岡波吉戸	2	1	1	1	1						
八月	垣津木切	8		7	4	3			1			3
	岡波吉戸	2	7	1	3	1				1		1
九月	垣津木切	17		12	7	1					1	3
	岡波吉戸	2	5	2	4							1